

株式会社 植村組 ハラスメント防止宣言

職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の適正な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

また、ハラスメントの発生の原因や背景には、労働者同士のコミュニケーションの希薄化などの職場環境の問題があると考えられますので、職場環境の改善を継続的に行います。

- 1, 当社は下記のハラスメント行為を許しません
 - ① パワーハラスメントに関する行為
 - ② セクシュアルハラスメントに関する行為
 - ③ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント行為
 - ④ その他、個人としての尊厳を不当に傷付ける不適切な行為
- 2, 上記に掲げるハラスメント行為に該当する事実が認められた場合は、次の要素を総合的に判断し、処分を決定致します。
 - ① 行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
 - ② 当事者同士の関係（職位等）
 - ③ 被害者の対応（告訴等）・心情等
- 3, この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている全ての労働者を含みます。
- 4, 職場におけるハラスメントに関する相談窓口を設けます。

相談には公平にプライバシーを守って対応します。相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また再発防止策を講じる等、適切に対処します。また相談者はもちろんのこと、事実関係の確認に協力した方にも不利益な取扱は行いません。

令和4年4月1日

株式会社 植村組

代表取締役 植村 一